	18 略								
	19 同法第29条第1項の規定による有料老人ホームの設置の届出の受理		○						
	20 同法第29条第2項の規定による有料老人ホームの届出事項の変更の届出の受理			○					
	21 同法第29条第3項の規定による事業の廃止又は休止の届出の受理			○					
	22 略								
	23 略								
	24 略								
略									
五 略									

	策定								
	12 略								
	13 略								
	14 略								
	15 略								
略									
五 略									
子育て支援総室	一 児童福祉法に基づく知事の権限に属する事務（子ども発達支援室の所掌事務に係るものを除く。）	1 同法第6条の3第1項の規定による里親の認定			○				
		2 同法第11条第4項の規定による里親への情報の提供等の業務に係る事務の委託			○				
		3 同法第17条第4項の規定による児童委員の指揮監督						○	総合事務所長
		4 同法第18条の8第2項の規定による保育士試験の施行						○	
		5 同法第18条の18第1項の規定による保育士の登録			○				
		6 同法第18条の18第3項の規定による保育士登録証の交付			○				
		7 同法第18条の19第1項の規定による保育士の登録の取消し		○					
		8 同法第18条の19第2項の規定による保育士の登録の取消し又は保育士の名称の使用の停止命令		○					
		9 同法第18条の20の規定による保育士の登録の消除						○	
		10 同法第20条第1項の規定による療育の給付			○				
		11 同法第21条の3第1項の規定による診療内容等の審査及び診療報酬の額の決定			○				
		12 同法第21条の3			○				

第４項の規定による診療報酬の支払に関する事務の委託							
13　同法第21条の４第１項の規定による指定療育機関の管理者に対する報告の要求及び診療録等の検査		○					
14　同法第21条の４第２項の規定による診療報酬の支払の一時差止め	○						
15　同法第21条の５の規定による医療の給付等						○	総合事務所長
16　同法第21条の10の４の規定による市町村長への通知						○	総合事務所長
17　同法第22条第１項及び第23条第１項の規定による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護						○	福祉事務所長
18　同法第25条の７第１項第３号及び第２項第４号、第25条の８第４号並びに第26条第１項第５号の規定による児童自立生活援助の実施の報告の受理						○	児童相談所長
19　同法第27条第１項、第２項及び第５項並びに第27条の２第１項の規定による児童の措置						○	児童相談所長
20　同法第27条の３の規定による家庭裁判所への送致						○	児童相談所長
21　同法第28条の規定による保護者から隔離の措置						○	児童相談所長
22　同法第29条の規定による児童の住所等への立入調査の実施及び身分を証明する証票の交付						○	児童相談所長
23　同法第30条第１項及び第２項の規定による同居児童の届出の受理						○	児童相談所長
24　同法第30条の２の規定による児童の保護についての指示及び報告の徴収 (一)　町村の区域に所在する助産施設、母子生活支援施設、保育所及び児童厚生施設の長に係るもの (二)　市の区域に所在する助産施設、母子生活支援施設、保育所		○				○	総合事務所長

及び児童厚生施設の長に係るもの (三) (一)及び(二)以外の児童福祉施設の長に係るもの並びに同法第30条第1項に規定する者に係るもの						○	児童相談所長
25 同法第31条の規定による在所期間の延長						○	児童相談所長
26 同法第33条第2項の規定による児童の一時保護						○	児童相談所長
27 同法第33条第4項の規定による一時保護期間の延長						○	児童相談所長
28 同法第33条の6第1項の規定による児童自立生活援助事業を行う者への委託及び相談等の援助等						○	児童相談所長
29 同法第33条の6第2項の規定による申込書の受理						○	児童相談所長
30 同法第33条の6第3項の規定による連絡及び調整						○	児童相談所長
31 同法第33条の6第4項の規定による申込みの勧奨						○	児童相談所長
32 同法第33条の6第5項の規定による情報の提供						○	児童相談所長
33 同法第33条の14第1項の規定による事実確認のための措置						○	児童相談所長
34 同法第33条の14第2項の規定による保護を図るための措置						○	児童相談所長
35 同法第33条の14第3項の規定による通知の受理						○	児童相談所長
36 同法第33条の15第1項の規定による通知の受理						○	児童相談所長
37 同法第33条の15第2項の規定による児童福祉審議会への報告			○				
38 同法第33条の16の規定による措置等の公表		○					
39 同法第34条の3の規定による児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業に係る届出の受理						○	児童相談所長
40 同法第34条の4第1項の規定による報告の徴収又は立入検査等の実施						○	総合事務所長

41　同法第34条の5の規定による事業の制限又は停止の命令				○				
42　同法第34条の11の規定による一時預かり事業に係る届出の受理						○	児童相談所長
43　同法第34条の13第1項の規定による報告の徴収又は立入検査等の実施				○			
44　同法第34条の13第3項の規定による措置命令				○			
45　同法第34条の13第4項の規定による事業の制限又は停止の命令				○			
46　同法第34条の14の規定による養育里親名簿の作成				○			
47　同法第34条の15第2項の規定による養育里親名簿からの抹消				○			
48　同法第35条第4項の規定による児童福祉施設の設置の認可 (一)　町村の区域に所在する助産施設、保育所及び児童厚生施設に係るもののうち、一部変更に係るもの (二)　(一)以外のもの	○					○	総合事務所長
49　同法第35条第7項の規定による児童福祉施設の休廃止の承認	○						
50　同法第46条第1項の規定による報告の徴収及び関係者への質問又は立入検査の実施 (一)　保育所並びに町村の区域に所在する助産施設及び児童厚生施設に係るもの (二)　(一)以外のもの		○				○	総合事務所長
51　同法第46条第3項の規定による必要な改善の勧告及び命令 (一)　保育所並びに町村の区域に所在する助産施設及び児童厚生施設に係るもの (二)　(一)以外のもの		○				○	総合事務所長
52　同法第46条第4項の規定による事業の停止の命令	○						
53　同法第47条の規定による縁組承諾の許可						○	児童相談所長

	54　同法第56条第7項の規定による医療機関に支払わなかった額の徴収		○					
	55　同法第58条の規定による児童福祉施設の設置の認可の取消し	○						
	56　同法第59条第1項の規定による施設の設置者等からの報告の徴収又は事務所等への立入調査の実施				○			
	57　同法第59条第3項の規定による施設の設備又は運営の改善その他の勧告				○			
	58　同法第59条第4項の規定による勧告に従わなかった旨の公表				○			
	59　同法第59条第5項の規定による事業の停止又は施設の閉鎖の命令				○			
	60　同法第59条第7項の規定による市町村長への通知					○		
	61　同法第59条の2第1項及び第2項の規定による届出の受理並びに同条第3項の規定による市町村長への通知					○		
	62　同法第59条の2の5第1項の規定による報告の受理及び同条第2項の規定による市町村長への通知及び公表					○		
	63　同法第59条の2の6の規定による市町村長に対する協力の要請	○						
二　児童福祉法施行令に基づく知事の権限に属する事務（子ども発達支援室の所掌事務に係るものを除く。）	1　同令第1条第2項の規定による援助等が必要な者の認定						○	児童相談所長
	2　同令第30条の規定による里親の指導担当職員の指定						○	児童相談所長
	3　同令第34条の規定による居住地変更の通知						○	児童相談所長
	4　同令第38条の規定による児童福祉施設の実地の検査 (一)　保育所並びに町村の区域に所在する助産施設及び児童厚生施設に係るもの (二)　(一)以外の児童福祉施設に係るもの		○				○	総合事務所長
三　児童福祉法施行規則	1　同令第6条の36の規定による保育					○		

（昭和23年厚生省令第11号）に基づく知事の権限に属する事務	士登録簿の訂正								
	2　1に掲げるもの以外のもの							○	児童相談所長
四　里親が行う養育に関する最低基準（平成14年厚生労働省令第116号）に基づく知事の権限に関する事務	1　同令第2条第1項の規定による指導又は助言							○	児童相談所長
	2　同令第14条の規定による報告又は届出の受理							○	児童相談所長
五　児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第8条の2第1項、第9条第1項及び第9条の2第1項の規定による身分を証明する証票の交付							○	児童相談所長
	2　同法第8条の2第1項の規定による出頭の要求							○	児童相談所長
	3　同法第8条の2第2項の規定による出頭を求める際の書面による告知							○	児童相談所長
	4　同法第8条の2第3項の規定による出頭の求めに応じない場合の立入調査等の実施							○	児童相談所長
	5　同法第9条第1項の規定による児童の住所等への立入調査等の実施							○	児童相談所長
	6　同法第9条の2第1項の規定による児童同伴の再出頭要求							○	児童相談所長
	7　同法第9条の3第1項の規定による児童虐待の疑いのある児童の住所等の臨検又は当該児童の捜索							○	児童相談所長
	8　同法第9条の3第2項の規定による臨検又は捜索に係る必要な調査等							○	児童相談所長
	9　同法第9条の3第3項の規定による同条第1項の許可状を請求する際の資料の提出							○	児童相談所長
	10　同法第9条の3第5項の規定による同条第1項の許可状の交付							○	児童相談所長
	11　同法第11条第3項の規定による指導を受けない保護者に対する勧告		○						
	12　同法第11条第4項の規定による同条第3項の勧告に従わない場合の必要な措置							○	児童相談所長
	13　同法第12条の4		○						

	第1項の規定による保護者へのはいかい等の禁止命令							
	14　同法第12条の4第2項の規定によるはいかい等の禁止命令の期間の更新		○					
	15　同法第12条の4第3項の規定による聴聞の実施		○					
	16　同法第12条の4第4項の規定による命令書の交付		○					
	17　同法第12条の4第6項の規定による命令の取消し		○					
	18　同法第13条の規定による児童福祉司等からの意見の聴取						○	児童相談所長
	19　同法第13条の4の規定による児童福祉審議会への報告		○					
六　売春防止法（昭和31年法律第118号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第34条第2項の規定による要保護女子の保護更生のための必要な措置						○	婦人相談所長
	2　要保護女子の一時保護の決定						○	婦人相談所長
七　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第3条第3項の規定による配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための必要な措置						○	中部総合事務所長 西部総合事務所長 婦人相談所長
	2　被害者の一時保護の決定						○	婦人相談所長
八　母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第13条第1項及び第3項（同法第32条第1項において準用する場合を含む。）の規定による資金の貸付けの決定						○	総合事務所長
	2　同法第14条（同法第32条第3項において準用する場合を含む。）の規定による母子福祉団体に対する資金の貸付けの決定					○		
	3　同法第22条第1項（同法第33条第4項において準用する場合を含む。）の規定による母子家庭等日常生活支援事業を行う者に対する報告の請求又は質問若しくは事務所への立入検査の実施		○					
	4　同法第23条（同法第33条第4項において準用する場合を含む。）の規	○						

	定による母子家庭等日常生活支援事業の制限又は停止の命令							
	5　同法第31条の規定による給付金の支給の決定						○	総合事務所長
九　母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第11条（同令第38条において準用する場合を含む。）の規定による修学資金の交付の停止又は減額の決定						○	総合事務所長
	2　同令第12条（同令第38条において準用する場合を含む。）の規定による修学資金等の貸付けの停止の決定						○	総合事務所長
	3　同令第13条（同令第38条において準用する場合を含む。）の規定による資金の貸付けの停止の決定		○					
	4　同令第15条第1項第3号（同令第38条において準用する場合を含む。）の規定による母子福祉団体に対する承認		○					
	4の2　同令第15条第2項第1号（同令第38条において準用する場合を含む。）の規定による母子福祉団体からの報告の徴収及び事務所等への立入検査の実施					○		
	5　同令第16条（同令第38条において準用する場合を含む。）の規定による貸付金の一時償還の決定 (一)　母子福祉団体に係るもの (二)　(一)以外のもの					○ ○		総合事務所長
	6　同令第17条（同令第38条において準用する場合を含む。）の規定による違約金の徴収金額の決定 (一)　母子福祉団体に係る違約金に係るもの (二)　(一)以外のもの					○ ○		総合事務所長
	7　同令第19条（同令第38条において準用する場合を含む。）の規定による償還金の支払の猶予の決定 (一)　母子福祉団体に係る償還金に係るもの (二)　(一)以外のもの					○ ○		総合事務所長
	8　同令第29条の規						○	総合事務所長

	定による給付金を支給する教育訓練の指定							
	9　同令第30条の規定による資格の決定				○			
十　児童扶養手当法に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第6条第1項の規定による受給資格及び手当の額の認定		○					
	2　同法第8条の規定による手当の額の改定		○					
	3　同法第14条の規定による支給の停止		○					
	4　同法第15条の規定による支払の一時差止め		○					
	5　同法第16条の規定による未支払手当の支払の決定		○					
	6　同法第29条の規定による質問、書類等の提出の命令及び陳述の命令		○					
	7　同法第30条の規定による資料の提供要求等		○					
	8　同法第31条の規定による手当の支払の調整		○					
十一　社会福祉法に基づく知事の権限に属する事務（子育て支援総室の所掌事務に係るものに限る。）	1　福祉保健課の項の一の8、10及び12に掲げる事務	○						
	2　福祉保健課の項の一の7、9及び11の(二)に掲げる事務		○					
十二　災害遺児手当助成条例（昭和47年鳥取県条例第5号）及び災害遺児手当助成条例施行規則（昭和47年鳥取県規則第15号）に基づく知事の権限に属する事務	1　市町村への助成に係る事務						○	総合事務所長
十三　鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第16号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第3条の規定による入学の許可						○	保育専門学院長
	2　同条例第7条の規定による授業料、入学選抜手数料及び入学料の減免						○	保育専門学院長
十四　鳥取県立保育専門学院学則（昭和53年鳥取県規則	1　全ての事務						○	保育専門学院長

第16号）に基づく知事の権限に属する事務									
十五　学校教育法に基づく知事の権限に属する事務（私立幼稚園に係るものに限る。ただし、青少年・文教課の所掌事務に係るものを除く。）	1　同法第４条第１項の規定による私立学校の設置及び廃止、設置者の変更等の認可	○							
	2　同法第10条の規定による私立学校の校長を決定した旨の届出の受理		○						
	3　同法第13条の規定による私立学校の閉鎖の命令	○							
十六　私立学校法に基づく知事の権限に属する事務（私立幼稚園に係るものに限る。ただし、青少年・文教課の所掌事務に係るものを除く。）	1　同法第６条の規定による私立学校に対する教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出の要求		○						
十七　私立学校振興助成法に基づく知事の権限に属する事務（私立幼稚園に係るものに限る。）	1　同法第12条第１号の規定による学校法人の業務又は会計の状況に関する報告の徴収等	○							
	2　同法第14条第２項の規定による学校法人の財務計算に関する書類及び収支予算書の届出の受理		○						
	3　同法第14条第３項の規定による監査報告書に記載する事項の指定及び監査報告書の添付を要しない場合の許可		○						
十八　教育職員免許法に基づく知事の権限に属する事務（私立幼稚園に係るものに限る。）	1　同法第14条の規定による授与権者への通知					○			
十九　母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第18条の規定による2,500グラム未満の乳児の出生の届出の受理						○	総合事務所長	
	2　同法第19条第１項の規定による未熟児の保護者訪問及びその指導の実施						○	総合事務所長	
	3　同法第19条第３項の規定による訪問指導を行う旨の通知						○	総合事務所長	
	4　同法第20条第１項の規定による養育医療の給付及び養育医療に要する費用の支給						○	総合事務所長	

		5　同法第20条第５項の規定による養育医療を担当させる機関の指定	○						
		6　同法第20条第７項において準用する児童福祉法第20条第８項の規定による指定養育医療機関の指定の取消し	○						
		7　同法第20条第７項において準用する児童福祉法第21条の３第１項の規定による診療内容等の審査及び診療報酬の額の決定		○					
		8　同法第20条第７項において準用する児童福祉法第21条の３第４項の規定による診療報酬の支払に関する事務の委託		○					
		9　同法第20条第７項において準用する児童福祉法第21条の４第１項の規定による指定養育医療機関の管理者に対する報告の要求及び診療録等の検査		○					
		10　同法第20条第７項において準用する児童福祉法第21条の４第２項の規定による診療報酬の支払の一時差止め	○						
		11　同法第21条の４の規定による養育医療の給付に要する費用の全部又は一部の徴収						○	総合事務所長
	二十　鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則（平成17年鳥取県規則第29号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第３条第１項の規定による医療給付等の措置に要する費用を支払うべき旨の命令						○	総合事務所長
		2　同規則第３条第２項の規定による医療給付等の措置に要する費用を支払うべき旨の命令（医療の給付を受ける者が同一生計内に２人以上いるときに限る。）						○	総合事務所長
		3　同規則第４条第２項の規定による所得税額等についての調査						○	総合事務所長
		4　同規則第５条第１項の規定による支払義務者及び支払額の決定並びにその額を支払うべき旨の命令						○	総合事務所長
		5　同規則第５条第２項の規定による負担命令の内容の						○	総合事務所長

医療政策課	略										
	二 医療法施行令（昭和23年政令第326号）に基づく知事の権限に属する事務	略									
		4 同令第5条の12の規定による登記の届出の受理			○						
		5 同令第5条の13の規定による医療法人の役員に変更があった旨の届出の受理			○						

		通知									
		6 同規則第6条第1項の規定による支払額の減額等							○	総合事務所長	
		7 同規則第6条第3項の規定による負担命令の変更又は取消し及びその旨の通知並びに減額等を行わない旨の通知							○	総合事務所長	
	二十一 母体保護法（昭和23年法律第156号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第15条第1項の規定による受胎調節の実地指導を行う者の指定及び同条第2項の規定によるその指定を受ける助産師等に係る講習の認定		○							
		2 同法第39条第2項の規定による受胎調節の実地指導を行う者の指定の取消し		○							
	二十二 母体保護法施行令（昭和24年政令第16号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第6条の規定による講習の認定の取消し		○							
	二十三 母体保護法施行規則（昭和27年厚生省令第32号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第15条第4項の規定による受胎調節の実地指導を行う者の指定の取消し		○							
	二十四 その他の事務	1 保育所運営費国庫負担金に係る保育所の長の設置又は未設置の認定及び民間給与等改善費の加算費の承認（町村の区域に所在する保育所に係るものに限る。）							○	総合事務所長	
		2 鳥取県補助金等交付規則第14条に規定する検査及び同規則第18条に規定する審査及び現地調査等 (一) 保育所並びに町村の区域に所在する助産施設及び児童厚生施設に係るもの (二) (一)以外のもの			○				○	総合事務所長	

医療政策課	略										
	二 医療法施行令（昭和23年政令第326号）に基づく知事の権限に属する事務	略									
		4 同令第5条の12の規定による登記の届出の受理							○	総合事務所長	
		5 同令第5条の13の規定による医療法人の役員に変更があった旨の届出の受理							○	総合事務所長	

	略									
医療指導課	略									
	三　医療法に基づく知事の権限に属する事務	略								
		2　同法第25条第1項の規定による病院等の開設者等に対する報告の命令及び病院等への立入検査の実施							○	総合事務所長
		略								
	略									
略										
環境立県推進課	略									
	四　地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第20条の3第6項（同条第9項で準用する場合を含む。）の規定による住民等の意見反映のための措置の実施		○						
		2　同法第20条の3第7項（同条第9項で準用する場合を含む。）の規定による関係地方公共団体の意見の聴取		○						
		3　同法第20条の3第8項（同条第9項で準用する場合を含む。）の規定による地方公共団体実行計画の公表		○						
		4　同法第20条の3第11項の規定による関係行政機関の長等に対する協力の依頼等		○						
		5　同法第23条第1項の規定による地球温暖化防止活動推進員の委嘱		○						
		6　同法第24条第1項の規定による地域センターの指定	○							
		7　同法第24条第4項の規定による改善に必要な措置の命令		○						
		8　同法第24条第5項の規定による地域センターの指定の取消し	○							
	五　地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（平成11年総理府令第31号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第7条の規定による名称等の変更の申請書等の受理						○		
		2　同令第9条第1項又は第2項の規定による事業計画書等の受理						○		
		3　同令第9条第3						○		

	略									
医療指導課	略									
	三　医療法に基づく知事の権限に属する事務	略								
		2　同法第25条第1項の規定による病院等の開設者等に対する報告の命令及び病院等への立入検査の実施 (一)　診療所又は助産所の施設に係るもの (二)　(一)以外のもの			○				○	総合事務所長
		略								
	略									
略										
環境立県推進課	略									
	四　鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に関する条例（平成16年鳥取県条例第16号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第6条の規定による自動車等を運転する者及び事業者に対する助言又は指導			○					
		2　同条例第8条第1項の規定による駐車時等エンジン停止推進事業所の認証			○					
		3　同条例第8条第2項の規定による駐車時等エンジン停止宣言者の認証			○					
		4　同条例第8条第3項の規定による駐車時等エンジン停止推進事業所の公表						○		
	五　鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に関する条例施行規則（平成17年鳥取県規則第6号）に基づく知事の権限に属する	1　同規則第4条第3項の規定による審査			○					
		2　同規則第4条第4項の規定による駐車時等エンジン停止推進事業所認証証明書の交付			○					
		3　同規則第4条第			○					

| | | |

			駐停車時エンジン停止推進事業者の認証及び公表																						
			14　同条例第14条第２項の規定による駐停車時エンジン停止推進者の認証			○																			
			15　同条例第22条第１項の規定による			○																			
		七　鳥取県地球温暖化対策条例施行規則（平成21年鳥取県規則第79号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第９条第２項の規定による認証制度の制定及び認証並びに換算方法の決定					○																	
			2　同規則第11条第２項の規定による実施計画書の決定					○																	
			3　同規則第11条第４項の規定による認証事業者の申請事項の変更の受理			○																			
			4　同規則第11条第５項の規定による実績報告書の受理			○																			
			5　同規則第11条第６項の規定による助言又は指導			○																			
			6　同規則第11条第７項の規定による認証の取消し			○																			
			7　同規則第11条第10項の規定による認証の取消しの希望の届出の受理			○																			
			8　同規則第12条第５項の規定による認証の取消しの希望の届出の受理			○																			
			9　同規則第14条第７号の規定による電気機器等の決定					○																	
			10　同規則第15条第２号の規定による年間消費電力量等の算定方法の決定					○																	
			11　同規則第15条第３号の規定による表示方法の決定					○																	
水・大気環境課	略																								
		六　湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第３条第４項（同条第７項において準用する場合を含む。）の規定による指定湖沼の指定等に係る市町村長への意見聴取		○																				
			2　同法第４条第５項の規定による湖沼水質保全計画の策定に係る市町村長等への意見聴取		○																				
			3 同法第４条第７項の規定による湖沼水質保全計画の公表		○																				
			4 同法第７条第１項		○																				

水・大気環境課	略																								
		六　湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）に基づく知事の権限に属する事務																							

| | | |

	項の規定による関係行政機関の長等に対する協力の要求等								
略									
十六　土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に基づく知事の権限に属する事務	略								
	4　同法第3条第4項の規定による土地の利用方法の変更の届出の受理							○	総合事務所長
	5　同法第3条第5項の規定による確認の取消し							○	総合事務所長
	6　同法第4条第1項の規定による土地の形質の変更の届出の受理							○	総合事務所長
	7　同法第4条第2項の規定による調査結果の報告の命令							○	総合事務所長
	8　同法第5条第1項の規定による調査結果の報告の命令							○	総合事務所長
	9　同法第5条第2項の規定による調査の実施							○	総合事務所長
	10　同法第6条第1項の規定による要措置区域の指定							○	総合事務所長
	11　同法第6条第4項の規定による要措置区域の指定の解除							○	総合事務所長
	12　同法第7条第1項の規定による土地所有者等に対する措置の指示							○	総合事務所長
	13　同法第7条第1項ただし書の規定による汚染行為をした者に対する措置の指示							○	総合事務所長
	14　同法第7条第4項の規定による措置命令							○	総合事務所長
	15　同法第7条第5項の規定による措置の実施							○	総合事務所長

	項の規定による関係行政機関の長等に対する協力の要求等								
略									
十六　土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に基づく知事の権限に属する事務	略								
	4　同法第4条第1項の規定による調査結果の報告の命令							○	総合事務所長
	5　同法第4条第2項の規定による調査の実施							○	総合事務所長
	6　同法第5条第1項の規定による区域の指定					○			
	7　同法第5条第2項の規定による区域の指定の広告					○			
	8　同法第5条第4項の規定による指定区域の解除					○			
	9　同法第6条第1項の規定による指定区域台帳の調製及び保管						○		
	10　同法第7条第1項の規定による土地所有者等に対する措置命令							○	総合事務所長
	11　同法第7条第2項の規定による汚染行為をしたものに対する措置命令							○	総合事務所長
	12　同法第7条第3項において準用する同法第4条第2項の規定による措置の実施							○	総合事務所長

16　同法第11条第1項の規定による形質変更時要届出区域の指定							○	総合事務所長
17　同法第11条第2項の規定による形質変更時要届出区域の指定の解除							○	総合事務所長
18　同法第12条第1項の規定による土地の形質の変更の届出の受理							○	総合事務所長
19　同法第12条第2項の規定による土地の形質の変更に着手している旨の届出の受理							○	総合事務所長
20　同法第12条第3項の規定による応急措置としての土地の形質の変更の届出の受理							○	総合事務所長
21　同法第12条第4項の規定による土地の形質の変更に係る計画変更命令							○	総合事務所長
22　同法第14条第1項の規定による指定の申請の受理							○	総合事務所長
23　同法第14条第4項の規定による報告等の徴収等							○	総合事務所長
24　同法第15条第1項の規定による要措置区域及び形質変更時要届出区域の台帳の調製及び保管							○	総合事務所長
25　同法第16条第1項の規定による汚染状態が基準に適合することの認定							○	総合事務所長
26　同法第16条第1項の規定による汚染土壌の搬出時の届出の受理							○	総合事務所長
27　同法第16条第2項の規定による届出事項の変更の届出の受理							○	総合事務所長
28　同法第16条第3項の規定による汚染土壌の搬出の届出の受理							○	総合事務所長
29　同法第16条第4項の規定による措置命令							○	総合事務所長
30　同法第19条の規定による措置命令							○	総合事務所長
31　同法第20条第6項の規定による汚染土壌の運搬又は処理の状況の把握結果の届出の受理							○	総合事務所長
32　同法第22条第1項の規定による汚染土壌処理業の許可		○						

13　同法第9条第1項の規定による土地の形質の変更の届出の受理							○	総合事務所長
14　同法第9条第2項の規定による土地の形質の変更に着手している旨の届出の受理							○	総合事務所長
15　同法第9条第3項の規定による応急措置としての土地の形質の変更の届出の受理							○	総合事務所長
16　同法第9条第4項の規定による土地の形質の変更に係る計画変更命令							○	総合事務所長

	33　同法第22条第9項の規定による事故の届出の受理							○	総合事務所長
	34　同法第23条第1項の規定による汚染土壌処理業の変更の許可		○						
	35　同法第23条第3項の規定による汚染土壌処理業者の軽微な変更の届出の受理						○		
	36　同法第23条第4項の規定による汚染土壌の処理の事業の休止等の届出の受理						○		
	37　同法第24条の規定による措置命令							○	総合事務所長
	38　同法第25条の規定による汚染土壌処理業の許可の取消し等		○						
	39　同法第27条第2項の規定による措置命令							○	総合事務所長
	40　同法第54条第1項、第3項又は第4項の規定による報告の要求及び立入検査							○	総合事務所長
	41　同法第55条の規定による協議							○	総合事務所長
	42　同法第56条第2項の規定による資料の送付等の要求等							○	総合事務所長
	43　同法第61条第1項の規定による土壌汚染に関する情報の収集等							○	総合事務所長
	44　同法第61条第2項の規定による公共施設等の設置者に対する指導							○	総合事務所長
略									
二十三　天神川流域下水道工事に係る知事の権限に属する事務	略								
	5　工事に係る請負契約の締結の決定（一般競争入札又は指名競争入札の執行を除く。） (一)及び(二)　略								
	6　工事に係る土地、水面等の測量及び調査（処理場施設の基本設計等に係るもの及び一般競争入札又は指名競争入札の執行を除く。） (一)～(三)　略								
	7　工事に係る設計又は監督の委託の決定（処理場施設の基本設計等に係るもの及び一般競争入札又は指名競								

	17　同法第29条第1項の規定による報告要求及び立入検査							○	総合事務所長
	18　同法第30条の規定による協議					○			
	19　同法第31条第2項の規定による資料の送付等の要求等					○			
略									
二十三　天神川流域下水道工事の執行に係る知事の権限に属する事務	略								
	5　工事に係る請負契約の締結の決定 (一)及び(二)　略								
	6　工事に係る土地、水面等の測量及び調査 (一)～(三)　略								
	7　工事に係る設計又は監督の委託の決定								

			争入札の執行を除く。） (一)～(三)　略																				(一)～(三)　略
			8　工事に係る土地、水面等の測量及び調査並びに設計の委託のうち、処理場施設の基本設計等に係るもの（一般競争入札又は指名競争入札の執行を除く。） (一)　契約の対象となる部分の金額が1億円以上のもの (二)　契約の対象となる部分の金額が1億円未満のもの	○ ○																			
			9　略																				8　略
			10　略																				9　略
			11　略																				10　略
			12　略																				11　略
		二十四　天神川流域下水道工事及びこれに伴う委託業務に係る鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第27条の規定による予定価格の決定 (一)及び(二)　略 (三)　委託対象設計金額（委託契約の対象となる部分の設計金額をいう。以下水・大気環境課の項の二十四において同じ。）が5,000万円以上の委託業務に係るもの (四)　略		○																		二十四　天神川流域下水道工事及びこれに伴う委託業務に係る鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第21条の規定による入札者の指名 (一)　請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (三)　委託対象設計金額（委託契約の対象となる部分の設計金額をいう。水・大気環境課の項の二十四において同じ。）が5,000万円以上の委託業務に係るもの (四)　委託対象設計金額が5,000万円未満の委託業務に係るもの	○ ○						○ ○	中部総合事務所長 中部総合事務所長
			2　略																				3　略
			3　略																				4　略
		二十五　天神川流域下水道工事に係る鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する	略																				略
			8　同規則第30条第1項の規定による工事の監督の委託（一般競争入札又は指名競争入札の執行を除く。）																				8　同規則第30条第1項の規定による工事の監督の委託

		事務	(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費（請負契約の締結後に工事費を変更した場合にあっては、当初の工事費。以下水・大気環境課の項の二十五において同じ。）が2億円以上の工事に係るもの (2) 略	○	○									事務	(一) 対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費（請負契約の締結後に工事費を変更した場合にあっては、当初の工事費。以下水・大気環境課の項の二十五において同じ。）が2億円以上請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (2) 略	○	○						
			略												略								
			24 同規則第52条第1項（同規則第56条第2項において準用する場合を含む。）の規定による工事の完成検査の委託（一般競争入札又は指名競争入札の執行を除く。） (一)～(二) 略												24 同規則第52条第1項（同規則第56条第2項において準用する場合を含む。）の規定による工事の完成検査の委託 (一)～(二) 略								
			略												略								
			27 同規則第58条第1項の規定によるかしの修補及び損害の賠償の請求 (一) 著しく重大なかしに係るもの (1) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (2) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (二) (一)以外のもの	○	○					○	中部総合事務所長					27 同規則第58条第1項の規定によるかしの修補及び損害の賠償の請求 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの	○	○						
			略												略								
		二十六 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく知事の権限に属する事務（水・大気環境課の所掌事務に係るものに限る。）	1 同法第9条第1項の規定による都市計画事業の認可			○																	
			2 同法第9条第2項の規定による都市計画事業の認可の申請		○																		
			3 同法第9条第5項の規定による関係地方公共団体の長の意見の聴取			○																	
			4 同法第9条第6項（同法第63条第2項において準用する場合を含む。）の規定による用排水施設等を			○																	

			管理する者等の意見の聴取												
			5　同法第30条の2第2項の規定による都市計画事業の認可の申請がされなかった旨の公告			○									
			6　同法第62条第1項（同法第63条第2項において準用する場合を含む。）の規定による都市計画事業の認可の告示及び図書の写しの送付			○									
			7　同法第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可の申請		○										
			8　同法第65条第1項の規定による土地の形質の変更等の許可						○	総合事務所長					
			9　同法第65条第2項の規定による施行者の意見の聴取						○	総合事務所長					
			10　同法第66条の規定による国土交通省令で定める事項の公告			○									
			11　同法第66条の規定による事業地内の土地建物等の有償譲渡について制限があることを関係権利者に周知させるための必要な措置並びに事業地及びその付近地の住民に対する説明等の措置の実施						○	総合事務所長					
			12　同法第67条第2項の規定による土地建物等を買い取るべき旨の通知					○							
			13　同法第68条第2項の規定による買い取るべき土地の価額の協議						○	総合事務所長					
			14　同法第80条第1項の規定による報告等の要求並びに必要な勧告及び助言のうち8の許可に係るもの						○	総合事務所長					
			15　同法第81条第1項の規定による許可等の取消し、変更等の監督処分及び同条第2項の規定による是正措置の執行命令等のうち8の許可に係るもの						○	総合事務所長					
			16　同法第81条第3項の規定による是正措置の執行命令等をする旨の公示のうち8の許可に係るもの						○	総合事務所長					
			17　同法第82条第1項の規定による立						○	総合事務所長					

		入検査のうち15の監督処分を行うためのもの								
略										
景観まちづくり課	略									
	三　都市計画法に基づく知事の権限に属する事務（水・大気環境課、公園自然課若しくは道路建設課の所掌事務に係るもの又は市町村長に委任したものを除く。）	略								
		2　同法第5条第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による都市計画区域の指定についての国土交通大臣への協議			○					
		略								
		5　同法第16条の規定による公聴会の開催等						○		
		略								
		7　同法第18条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村からの意見聴取及び都市計画の決定 (一)　関係市町村からの意見聴取 (二)　都市計画の決定		○	○					
		8　同法第18条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による都市計画の決定についての国土交通大臣への協議			○					
		9　同法第19条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の都市計画区域又は準都市計画区域における都市計画の決定についての同意			○					
		略								
		14　同法第23条第1項の規定による農林水産大臣への協議又は第6項の規定による協議			○					
		略								
		58　同法第63条第1項の規定による県が施行する都市計画事業に係る事業計画の変更の認可の申請		○						

略										
景観まちづくり課	略									
	三　都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく知事の権限に属する事務（景観まちづくり課の所掌事務に係るものに限り、市町村長に委任したものを除く。）	略								
		2　同法第5条第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による都市計画区域の指定についての国土交通大臣への協議		○						
		略								
		5　同法第16条の規定による公聴会の開催等					○			
		略								
		7　同法第18条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による都市計画の決定		○						
		8　同法第18条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による都市計画の決定についての国土交通大臣への協議		○						
		9　同法第19条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の都市計画区域又は準都市計画区域における都市計画の決定についての同意		○						
		略								
		14　同法第23条第1項の規定による農林水産大臣への協議、第2項の経済産業大臣及び環境大臣への意見照会又は第6項の規定による協議		○						
		略								
		58　同法第63条第1項の規定による県が施行する都市計画事業に係る事業計画の変更の認可の申請並びに国の機関及び県以外の者が施行する都市計画事業に係る事業計画の変更の認可		○						

| | | |

	8　同法第21条の規定による認定建築主等に対する改善命令							○	総合事務所長
	9　同法第22条の規定による特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し							○	総合事務所長
	10　同法第23条第1項の規定によるエレベーターを設置する場合における防火上及び避難上支障がない旨の認定							○	総合事務所長
	11　同法第25条第11項（同法第25条第12項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の基本構想に対する助言						○		
	12　同法第38条第3項の規定による建築物特定事業を実施すべき者に対する勧告							○	総合事務所長
	13　同法第38条第4項の規定による勧告を受けた者に対する移動等円滑化のために必要な措置命令							○	総合事務所長
	14　同法第43条第2項の規定による建築物に関するものを定めた移動等円滑化経路協定の同意						○		
	15　同法第53条第3項の規定による建築主等に対する報告の徴収又は立入検査の実施							○	総合事務所長
	16　同法第53条第4項の規定による認定建築主等に対する報告の徴収							○	総合事務所長
十五　鳥取県福祉のまちづくり条例に基づく知事の権限に属する事務（福祉保健課の所掌事務に係るものを除く。）	1　同条例第22条第2項の規定による認定		○						
十六　鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則（平成20年鳥取県規則第3号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第5条第4項の規定による通知						○		

十四　略

十五　略

十七　略

十八　略

	十六　略									
公園自然課	略									
	三　自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第9条第2項の規定による国定公園事業の決定 (一)及び(二)　略								
		2　同法第9条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による国定公園事業の決定等に係る公示 (一)　複数の総合事務所の所管区域に係るもの (二)　(一)以外のもの				○ ○			 総合事務所長	
		3　同法第10条第2項の規定による国立公園事業の一部を執行することの協議 (一)及び(二)　略								
		4　同法第10条第6項の規定による変更協議 (一)　複数の総合事務所の所管区域に係るもの (二)　(一)以外のもの	 ○		 ○				 総合事務所長	
		5　同法第10条第9項の規定による軽微な変更の届出 (一)　複数の総合事務所の所管区域に係るもの (二)　(一)以外のもの		 ○	 ○				 総合事務所長	
		6　同法第13条の規定による国立公園事業の休止又は廃止の届出 (一)　複数の総合事務所の所管区域に係るもの (二)　(一)以外のもの		 ○	 ○				 総合事務所長	
		7　同法第14条第2項の規定による同意の失効の届出 (一)　複数の総合事務所の所管区域に係るもの (二)　(一)以外のもの		 ○	 ○				 総合事務所長	
		8　同法第16条第2項又は第3項の規定による国定公園事業の一部の執行の同意又は認可 (一)及び(二)　略								
		9　同法第16条第4項において準用する同法第10条第6項の規定による変更の同意又は認可 (一)　複数の総合事務所の所管区域に係るもの (二)　(一)以外の				○ ○			 総合事務所長	

	十九　略									
公園自然課	略									
	三　自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第7条第4項の規定による国定公園に関する公園事業の決定 (一)及び(二)　略								
		2　同法第9条第2項の規定による国立公園に関する公園事業の一部を執行することの協議の申請 (一)及び(二)　略								
		3　同法第10条第2項又は第3項の規定による国定公園に関する公園事業の一部の執行の同意又は認可 (一)及び(二)　略								

| | | |

17　同法第17条第1項の規定による報告の徴収又は立入検査等 (一)　複数の総合事務所の所管区域に係るもの (二)　(一)以外のもの						○ ○	総合事務所長												
18　同法第20条第1項の規定による国定公園の特別地域の指定	○									4　同法第13条第1項の規定による国定公園の特別地域の指定	○								
19　同法第20条第2項において準用する同法第5条第3項の規定による国定公園の特別地域の指定等の公示	○									5　同法第13条第2項の規定による国定公園の特別地域の指定の公示	○								
20　同法第20条第3項の規定による国定公園の特別地域内における工作物の新築等の許可 (一)及び(二)　略										6　同法第13条第3項の規定による国定公園の特別地域内における工作物の新築等の許可 (一)及び(二)　略									
21　同法第20条第5項の規定による環境大臣への協議 (一)及び(二)　略										7　同法第13条第5項、第14条第5項又は第24条第5項の規定による国定公園内の許可における環境大臣への協議 (一)及び(二)　略									
22　同法第20条第6項の規定による行為の継続の届出の受理 (一)　複数の総合事務所の所管区域に係るもの (二)　(一)以外のもの						○ ○	総合事務所長												
23　同法第20条第8項の規定による木竹の植栽等の届出の受理 (一)　複数の総合事務所の所管区域に係るもの (二)　(一)以外のもの						○ ○	総合事務所長												
24　同法第21条第1項の規定による国定公園の特別保護地区の指定	○									8　同法第14条第1項の規定による国定公園の特別保護地区の指定	○								
25　同法第21条第2項において準用する同法第5条第3項の規定による国定公園の特別保護地区の指定等の公示	○									9　同法第14条第2項の規定による国定公園の特別保護地区の指定の公示	○								
26　同法第21条第3項の規定による国定公園の特別保護地区内における工作物の新築等の許可 (一)及び(二)　略										10　同法第14条第3項の規定による国定公園の特別保護地区内における工作物の新築等の許可 (一)及び(二)　略									
27　同法第21条第5項の規定による環境大臣への協議 (一)　複数の総合事務所の所管区			○																

域に係るもの (二)　(一)以外のもの			○				総合事務所長											
28　同法第21条第6項の規定による行為の継続の届出の受理 (一)　複数の総合事務所の所管区域に係るもの (二)　(一)以外のもの					○	○	総合事務所長											
29　同法第23条第1項の規定による国定公園の利用調整地区の指定	○								11　同法第15条第1項の規定による国定公園における利用調整地区の指定	○							
30　同法第23条第2項において準用する同法第5条第3項の規定による国定公園の利用調整地区の指定等の公示	○								12　同法第15条第2項の規定による国定公園における利用調整地区の指定の公示	○							
31　同法第23条第3項第7号の規定による国定公園の利用調整地区への立入りの許可 (一)及び(二)　略									13　同法第15条第3項第6号の規定による国定公園における利用調整地区への立ち入りの許可 (一)及び(二)　略								
32　同法第24条第1項の規定による国定公園の利用調整地区への立入りの認定 (一)及び(二)　略									14　同法第16条第1項の規定による国定公園の利用調整地区への立入りの認定 (一)及び(二)　略								
33　同法第24条第4項又は第5項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定による国定公園の立入認定証の交付又は再交付 (一)及び(二)　略									15　同法第16条第4項の規定による国定公園における立入認定証の交付及び同条第5項の規定による国定公園の入認定証の再交付 (一)及び(二)　略								
34　同法第24条第7項の規定による国定公園の利用調整地区への立入りの認定 (一)　複数の総合事務所の所管区域に係るもの (二)　(一)以外のもの					○	○	総合事務所長											
35　同法第25条第1項の規定による国定公園の指定認定機関の指定			○						16　同法第17条第1項の規定による国定公園の指定認定機関の指定			○					
									17　同法第17条第5項の規定による国定公園の指定認定機関の指定の公示			○					
36　同法第27条第1項の規定による指定認定機関の規程の認可			○						18　同法第19条第1項の規定による指定認定機関の規程の認可			○					
37　同法第27条第2項の規定による事業計画及び収支予算並びにその変更の認可			○						19　同法第19条第2項の規定による事業計画及び収支予算並びにその変更の認可			○					
38　同法第27条第4			○						20　同法第19条第4			○					

| | | |